

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 高齢介護課

不利益処分の内容	健康はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術料助成資格の喪失、助成金の返還	
根拠法令等及び条項	栃木市健康はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術料助成要綱第11条、第12条及び第13条	
処分基準	根拠条項	栃木市健康はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術料助成要綱第11条、第12条及び第13条
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 7月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 資格喪失条件</p> <p>次のいずれかに該当する場合。</p> <p>(1) 助成対象者が死亡した場合</p> <p>(2) 助成対象条件に該当しなくなった場合</p> <p>助成対象条件</p> <p>満75歳以上の者で、市内に住所を有し現に居住しているものとする。ただし、助成対象者が施設に入所している者である場合又は生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により助成を受けられる者である場合を除く。</p> <p>2 助成金の返還</p> <p>市長は、助成対象者が次の規定に違反したときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 助成券を他人に譲渡し、又は担保に供すること。</p> <p>(2) 助成対象者としての資格を失った後に助成券を使用すること。</p> <p>(3) 有効期間を経過した助成券を使用すること。</p> <p>(4) その他不正の目的又は方法により助成券を使用すること。</p>	